

今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する意見について

指定都市教育委員・教育長協議会

指定都市教育委員・教育長協議会は、指定都市教育委員会相互の連絡を緊密にし、相協力して大都市教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的として活動しております。

標記に関して、各道府県の施策、各市での施策並びに各市の現状についてはそれぞれ異なっておりますが、この資料は、今回の意見聴取にあたり、各市に意見を求め、回答を得てまとめたものです。

■少人数学級における効果と今後の課題

【各市の少人数学級の現状】

政令指定都市においては、各市の状況によって、道府県の基準による独自の少人数学級を編制している市、市の独自施策として少人数学級を編制している市、調査研究・モデル事業として少人数学級を編制している市、指導方法工夫改善定数配置を活用して少人数学級を編制している市などに分かれている。

【各市の少人数学級における効果等】

- ア きめ細かい指導の展開が可能になっている。
- イ 発言・発表など、子ども一人一人の活躍の場が増加している。
- ウ 基本的な生活習慣の確立や望ましい学級集団づくりを行いやすくなっている。
- エ 不登校や問題行動の早期対応につながっている。
- オ 担任教員の事務処理に費やす時間が減少し、子どもと接する時間が増加している。
- カ 教室にゆとりのスペースが生まれ、学習環境が向上している。
- キ 低学年の少人数学級により、幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られている。
- ク 中1に少人数学級を導入した場合に、「中1ギャップ」の解消に一定の効果がみられる。

【課題】

- ア 退職者に比べ、新規採用者の数が少ないなど、大量の教員の確保が困難である。
- イ 指導力のある教員の確保が困難である。
- ウ 教室等の施設設備の整備が必要である。

■ 少人数指導における効果と今後の課題

【各市の少人数指導における効果等】

- ア 興味・関心や習熟度など個に応じたきめ細かい指導の展開が可能になっている。
- イ 基礎・基本の確実な定着が図られ、児童生徒の学習意欲の高まりが見られる。
- ウ 発言・発表など、子ども一人一人の活躍の場が増加している。

【課題】

- ア 少人数指導をより効果的に行うためには、対象教科や指導方法、編成方法、評価方法などに関して一層の工夫・改善が必要である。
- イ 指導力のある加配教員の安定的な確保が困難である。
- ウ 現状の加配教員の枠では、実施が一部の学年や教科等に限られ、十分な活用ができていない。
- エ 教室数の不足により、少人数指導の場所の確保が困難である。
- オ 時間割が複雑になるとともに、教員一人あたりの授業時数が増える場合がある。
- カ 指導者が複数となることで、指導者によって進度や学習内容に差が生じたり、評価が難しくなることがある。そのために多くの打ち合わせ等が必要となる。
- キ 少人数指導推進教員として加配される教員のうち、非常勤職員の割合が高くなっているケースがある。打ち合わせや連絡体制の維持、指導者の質の確保のためには、常勤職員の加配拡大が課題である。
- ク 指導方法工夫改善定数を少人数学級の担任に振り替えている場合に、少人数指導の実施体制を担保するため、市費非常勤講師を補充せざるを得ない状況がある。

■ 国の学級編制の標準が引き下げられた場合の小規模学級の取扱いについて

【学級編制標準が35人に引き下げられた場合等に、1学級が18人になるなど、小規模学級が生じることの問題点等】

- ア 男女比率等を含め、学級編制が難しくなる。人数が極端に少ない場合は体育の球技対戦等、様々な教育活動の内容上課題が生じる。
- イ 少人数の中でのグループ化など、人間関係づくりの面で懸念がある。

【課題・制度的な配慮を必要とする事項等】

- ア 地域や学校、学年の実情に応じて、少人数学級と少人数指導を選択できるなど、弾力的な運用ができるようにすることが必要である。
- イ 1学級の下限人数を定める必要がある。

■ 都道府県から学級編制の基準が市町村へ移譲された場合のメリット及び課題等について

【メリット】

- ア 市や地域の実情に応じた学級編制や市の教育行政方針を実現するための学級編制が可能となる。
- イ 年度途中における児童生徒数の変動等、状況に応じた柔軟かつ迅速な学級編制が可能となる。

【課題】

- 指定都市教育委員・教育長協議会では、国に対し、次の事項の要望を行なっているところである。

「指定都市立小・中・特別支援学校の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要額全額について道府県からの税源移譲が不可欠であり、指定都市によって異なる特別支援学校の設置数や急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係費を含めた給与関係費の所要額全額について適切な財政措置を講ずること。

また、中央教育審議会の答申及び地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を図ること。

さらに、移管に当たっては、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。」

人事権者と給与負担者は一致させるべきという考えから、政令指定都市への税源移譲を前提とした財源の確保が必要不可欠である。学級編制、教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲とともに、税源移譲による財政措置を講ずることにより、一元的な責任体制の下で、地域の実情に応じた教育施策が可能となる。

■ 国の学級編制標準の今後の在り方、計画的な教職員定数の改善、新学習指導要領の円滑な実施など教育課題に対応した教職員定数の在り方についての全般的な意見、課題等について

- ア 教職員定数の改善にあたっては、少人数指導のための加配定数を含み、学校の個々の課題に対応する加配定数の措置についても削減することなく継続していただきたい。
- イ 大幅な教員確保が求められることになる市があり、人材確保の面からも、今後の見通しと計画を早期に明らかにしていただく必要がある。また、段階的な実施も考慮していただきたい。

- ウ 教室の整備工事、空調等教育環境の整備に十分な移行期間の確保が必要である。また、財源措置を含んだ実施をお願いしたい。
- エ 単に標準学級定数を下げるだけでなく、弾力的な学級編制が可能になるように教員定数の改善を図っていただきたい。
- オ 新しい学習指導要領では、理数教育や外国語教育の充実等が示されている。授業時数の増加に対応できるような定数改善をお願いしたい。
- カ 教員定数の改善については、副校長、指導教諭や主幹教諭の定数化(定数増)など、今後想定される教員需要にも柔軟に対応できる計画としていただきたい。
- キ 児童生徒による問題行動に対応するための生徒指導を専門に担当する教員の増員、家庭環境の事情等から支援を必要とする児童・生徒に対する児童生徒支援加配の拡充、学校内や関係機関との連絡調整役を専門に担う教員の配置、養護教諭・栄養教諭・事務職員定数の改善を考慮していただきたい。また、普通学級の中で特別に支援を必要とする児童生徒対応のための教員定数についても検討いただきたい。
- ク 教員定数の改善と併せて処遇の改善や、大学における教員養成課程の充実など教員免許保有者、教員志望者を増やす施策等についても検討いただきたい。
- ケ 施設整備や教材教具整備に対する地方交付税や補助金について、学級数を基準単価に算定しているものが多くあり、十分な財源支援や措置をお願いしたい。
- また、市の学校の維持運営等の経費について、学級単位に算出している場合には、学級編制の基準が引き下げられると学級数が増加し、市の経費増加につながる問題があることをご考慮いただきたい。

各市の少人数学級の状況

(別添資料)

市名	各市の少人数学級の対象学年等	人数/学級	少人数学級編製の根拠
札幌市	小1・2及び中1	35人	道の少人数学級実践研究事業による
仙台市	小1・2	35人	県の小学校低学年の弾力化事業による
さいたま市	小1・2	35人	県の基準による
	中1	38人	
千葉市	小1・2及び中1	36人	県の基準による
	その他の学年	38人	
川崎市	小1を優先に(小・中全学年運用可能)	35人	県の指導方法工夫改善定数配置の切り替えによる
横浜市	小・中全学年運用可能	35人	県の指導方法工夫改善定数配置の切り替えによる
新潟市	小1・2	32人	県の基準による
静岡市	中1・2	35人	県の指導方法工夫改善定数配置の切り替えによる (平成22年度は小6、中1～3)
浜松市	小1・2(モデル事業)	30人	平成20年度から2年間のモデル事業
名古屋市	小1・2	30人	県の基準が小学校全学年・中1について35人学級のところ、市独自施策により小学校について30人学級
	中1	35人	
京都市	小1・2	35人	市独自施策による
	中3	30人	
大阪市	小1・2	35人	府の基準による
堺市	小1・2	35人	府の基準による
神戸市	小1～4(選択)(調査研究)	35人	県の新学習システムによる
岡山市	小5・6及び中(全学年)	35人	県の基準による
広島市	21年度小1～4及び中1	35人	市独自施策による 平成23年度には小6まで拡大
北九州市	小1・2及び中1	35人	県の指導方法工夫改善定数配置の切り替えによる
福岡市	小1～3及び中1(中学は選択)	35人	県の指導方法工夫改善定数配置の切り替えによる